

ワークライフバランスのための 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日～令和5年1月31日までの 2年間

2. 内容

【目標1】年次有給休暇取得推奨のため飛び石連休の際はその間の日程を有給取得推奨期間とする。

●平成31年 4月～ 導入済み

【目標2】男女ともに子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

●平成31年4月～ 育児休業の制度を導入

●令和3年2月～ 男性の育児休業取得も強化

【目標3】育児を目的とした始業・就業時間の繰り上げ、繰り下げ制度を導入する。

●令和3年2月～ 導入開始

【目標4】所定外労働の廃止。

●令和3年2月～ 導入開始（変形労働時間制に関して社労士に相談中）

【目標5】在宅勤務等の導入

●令和2年4月～ 導入済み。

【目標6】子ども参観日の導入。家庭教育講座等への参加の許可

●令和2年4月～ 導入済み。

【目標7】インターンシップによる若者への就業機会の提供

●導入済み。